

2 許可・認定申請手数料

令和元年6月25日現在

手数料条 例別表No.	内 容	根拠条文	手数料(円)
20	仮使用認定申請	第7条の6第1項第1号、第2号、第18条第24項第1号、第2号	120,000
20の2	道路位置指定、変更又は廃止申請	第42条第1項第5号	50,000
21	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	第43条第2項第1号	31,000
21の2	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	第43条第2項第2号	33,000
22	公衆便所等の道路内の建築許可申請	第44条第1項第2号	33,000
23	地区計画区域内の道路内の建築認定申請	第44条第1項第3号	27,000
24	公共用歩廊等の道路内の建築許可申請	第44条第1項第4号	160,000
25	壁面線外における建築許可申請	第47条ただし書	160,000
26	用途地域における建築等許可申請	第48条第1項ただし書～第14項ただし書	180,000
26の2	用途地域における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請	第48条第16項第1号	87,000
26の3	用途地域における日常生活に必要な一定の建築物の建築の特例許可申請	第48条第16項第2号	92,000
27	特殊建築物等敷地位置の許可申請	第51条ただし書	160,000
28	建築物の容積率に関する特例許可申請	第52条第10項、第11項、第14項	160,000
29	建築物の建蔽率に関する特例許可申請	第53条第4項	33,000
29の2	建築物の建蔽率の許可申請	第53条第5項	36,000
29の3	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外許可申請	第53条第6項第3号	33,000
30	建築物の敷地面積に関する制限の適用除外許可申請	第53条の2第1項第3号・第4号	160,000
31	建築物の高さの特例認定申請	第55条第2項	27,000
32	建築物の高さの適用除外許可申請	第55条第3項各号	160,000
33	日影による建築物の高さの特例許可申請	第56条の2第1項ただし書	160,000
34	高架の工作物内に設ける建築物の斜線制限の適用除外認定申請	第57条第1項	27,000
35	高度利用地区内建築物の容積率、建蔽率、建築面積の特例許可申請	第59条第1項第3号	160,000
36	高度利用地区内建築物の斜線制限の適用除外許可申請	第59条第4項	160,000
37	総合設計許可申請	第59条の2第1項	160,000

手数料条 例別表No.	内 容	根拠条文	手数料(円)
37の2	都市再生特別地区内の建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さの適用除外許可申請	第60条の2第1項第3号	160,000
37の3	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の制限の適用除外許可申請	第67条第3項第2号	160,000
37の4	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面位置の制限の適用除外許可申請	第67条第5項第2号	160,000
37の5	特定防災街区整備地区内の建築物の開効率、高さの制限の適用除外許可申請	第67条第9項第2号	160,000
37の6	景観地区内の建築物の高さ、壁面位置、敷地面積の制限の適用除外許可申請	第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号	160,000
37の7	景観地区内の建築物の斜線制限の適用除外認定申請	第68条第5項	27,000
37の8	建築物の移転認定申請	建築基準法施行令第137条の16第2号	27,000
38	再開発等促進区等内建築物の容積率、建蔽率、高さの制限の適用除外認定申請	第68条の3第1項、第2項、第3項	27,000
39	再開発等促進区等内の建築物の斜線制限の適用除外許可申請	第68条の3第4項	160,000
40	誘導容積型地区計画区域内建築物の容積率制限の適用除外認定申請	第68条の4	27,000
41	高度利用・都市機能更新型地区計画内建築物の斜線制限の適用除外許可申請	第68条の5の3第2項	160,000
42	街並み誘導型地区計画の区域内建築物の容積率、斜線制限の適用除外認定申請	第68条の5の5第1項、第2項	27,000
43	人工地盤地区計画区域内建築物の建蔽率の特例認定申請	第68条の5の6	27,000
44	地区計画区域内の予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請	第68条の7第5項	160,000
45	仮設興行場等建築許可申請	第85条第5項	105,000
45の2	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請	第85条第6項	195,000
46	一団地特例認定申請	第86条第1項	2棟まで78,000円。以下1棟ごとに28,000円を加算
47	連担建築物特例認定申請	第86条第2項	1棟(既存建築物を除く)で78,000円。以下1棟ごとに28,000円を加算
47の2	総合設計と一団地特例認定との合体型特例許可申請	第86条第3項	2棟まで238,000円。以下1棟ごとに28,000円を加算
47の3	総合設計と連担建築物認定との合体型特例許可申請	第86条第4項	1棟(既存建築物を除く)で238,000円。以下1棟ごとに28,000円を加算

手数料条 例別表No.	内 容		根拠条文	手数料(円)
48	一団地認定、連担建築物認定区域内の建築物の追加の認定申請		第86条の2第1項	1棟(既存建築物を除く)で78,000円。以下1棟ごとに28,000円を加算
48の2	一団地認定区域内、連担建築物認定区域内、合体型許可区域内の建築物の追加の特例許可申請		第86条の2第2項、第3項	1棟(既存建築物を除く)で238,000円。以下1棟ごとに28,000円を加算
49	一団地認定、連担建築物認定・合体型許可の特例認定又は許可の取消申請		第86条の5第1項	6,400円＋棟数×12,000円
50	一団地の住宅施設内の都市計画に基づく容積率、建蔽率、外壁後退距離、高さ制限の適用除外認定申請		第86条の6第2項	27,000
50の2	既存建築物について二以上に分けて増改築等をする場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定申請		第86条の8第1項	27,000
50の3	既存不適格建築物について二以上に分けて増改築等をする場合の当該二以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請		第86条の8第3項	27,000
50の4	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請		第87条の2第1項	28,000
50の5	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請		第87条の2第2項	28,000
50の6	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請		第87条の3第5項	108,000
50の7	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請		第87条の3第6項	195,000
56	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率特例許可申請		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項	160,000
53	優良住宅新築認定申請	根拠条文	新築床面積	手数料(円)
		租税特別措置法 第28条の4第3項第6号7号口	～ 100㎡以下	6,200
		第31条の2第2項第15号二	100㎡超 ～ 500㎡以下	8,600
		第62条の3第4項第15号二	500㎡超 ～ 2,000㎡以下	13,000
		第63条第3項第6号7号口	2,000㎡超 ～10,000㎡以下	35,000
		第68条の69第3項第6号第7号口	10,000㎡超	43,000